

議第48号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり有料道路の料金の徴収期間を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求め。

1 変更対象有料道路

大津港駐車場

2 料金の徴収期間

変更前

供用開始の日から30年間

変更後

供用開始の日（平成9年4月1日）
から令和6年3月31日まで